

流山市行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する規則（案）
逐 条 解 説

流 山 市

流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則逐条解説

目次

第1条(趣旨)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2条(定義)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第3条(適用範囲)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第4条(電子情報処理組織による申請等)・・・・・・・・	8
第5条(電子情報処理組織による処分通知等)・・・・・・・・	14
第6条(電磁的記録による縦覧等)・・・・・・・・・・・・	16
第7条(電磁的記録による作成等)・・・・・・・・・・・・	17
第8条(その他の手続等への準用)・・・・・・・・・・・・	18
第9条(補則)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

第1条（趣旨）

第1条 この規則は、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年条例第 号。以下「条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、市長等が所管する条例等に規定する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

1 「他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか」

行政手続オンライン化法の対象となる手続は、基本的には各省庁の定める主務省令の適用を受けるため、本規則の適用を受けないこととなる。また、個別の条例、規則において、オンライン化の規定を整備した場合も本規則の適用を受けないこととなる。

したがって、「他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか」としている。

なお、法令に基づく手続であっても、その主務省令において、「条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。」等の規定がある場合、市の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「行政手続オンライン化条例」という。）及び本規則が適用されることとなる。

2 「市長等の所管する事務に係る手続等を」

市長等の所管する事務に係る手続全般を指す。つまり、本規則は、条例等に基づく手続だけでなく、法令に根拠を有する手続であるが、市長等にその事務を移管している手続、また、条例等に基づく手続であるが書面を意味する用語がなく、市の行政手続オンライン化条例第3条から第6条までの適用を受けない手続、さらには、要領・要綱に基づく手続についても適用させるため、対象となる行政手続等を幅広く解釈できるように規定している。

3 「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」

「情報通信の技術を利用する方法」としては、申請等又は処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うこと、電磁的記録を縦覧又は閲覧に供すること、並びに電磁的記録を作成し又は保存することを念頭に置いている。

具体的には、市の機関のコンピュータと市民のパーソナルコンピュータ等とをインターネット等で接続したオンラインシステムを利用して行政手続を行うこと等である。

なお、「情報通信の技術を利用する方法」という用語には、ファクシミリを利用する方法や、FD、CD-ROMなどの磁気ディスク等の外部記憶媒体を送付する方法等も概念的には含まれ得るが、本規則においてはこれらの方法は想定していない。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 市長若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等をする者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

【解説】

[第1項]

本規則で使用する用語を、流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例で使用する用語と同じであることを示したものである。

（第1号：市長等）

1 「市長等若しくはこれに置かれる機関」

市長、補助機関（副市長、会計管理者、職員など）及び付属機関をいう。

2 「これらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの」

「これらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの」とは徴税吏員、建築主事等をいう。

(第2号：電子署名)

本号の電子署名とは、電子文書（デジタル文書）の正当性を保証するために付けられる暗号化された署名情報のことである。電子署名では、公開鍵暗号方式の応用によって、文書の作成者を証明し、かつ、その文書が改ざんされていないことを保証している。公開鍵暗号方式では、署名者は、自身の秘密鍵を用いて暗号化した署名を文書に付加して送り、受取人は、署名者の公開鍵を用いて署名を復号し、正しい内容かどうか確認することとなる。

電子署名及び認証業務に関する法律抄（法律抜粋）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(第3号：電子証明書)

本号のいう電子証明書とは、認証局が発行する公開鍵が真正であることを証明するためのデータである。電子署名単独では公開鍵が本人のものであるか確認できないが、電子証明書を電子署名につけることにより、電子文書が改ざんされていないことと当該文書の作成者を、認証局を通して証明することができる。

第3条（適用範囲）

（適用範囲）

第3条 この規則は、市長が別に定める手続等について適用する。

【解説】

本規則の適用対象となる手続について明確化するための規定である。

「市長が定める手続等」

「市長が別に定める手続等」とは、市長が条例等で規定する手続等で、電子申請・届出システムに掲載する手続等をいう。

なお、掲載する手続き、つまりオンライン化する手続の定め方については、各所属の決裁等により意思決定がなされたとし、電子申請・届出システム上では、手続責任者が承認処理をすれば手続がシステム上に登載（公表）されることとなり、本規則が適用されることとなる。

第4条（電子情報処理組織による申請等）

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長が必要と認める事項を、市長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
- (2) 市長等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、及び市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等をした者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書
- (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成した電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める電子証明書

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、前項の規定により申請等をする者が行う電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものが併せて同項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）又は同項ただし書に規定する措置とする。

- 4 第1項の規定により申請等をする者は、市長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから送信し、及び市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。
- 5 市長等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、市長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。
- 6 法令又は条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、当該数通の書面等のうち1通に記載すべき事項について第1項の規定により入力した場合又は第4項の規定により送信し、及び同項に規定するファイルに記録した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力され、又は送信され、及び記録されたものとみなす。

【解説】

[第1項]

本規定は条例第3条の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行うときの入力事項や、その際に使用する電子計算機の要件について定めるものである。

1 「条例第3条第1項の規定により」

条例第3条第1項は、市の機関に対して行われる申請等のうち、条例等により書面等により行うこととされているものについて適用されるものである。

したがって、規則第4条は、条例第3条第1項の規定の適用を受ける、条例等に「書面」規定のある手続が対象となる。

2 「当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項」

書面による申請等を行う際に、申請・届出者が申請書等に記入する事項を指している。

3 「その他市長が必要と認める事項」

電子申請・届出システムでは、利用者ID・パスワード情報、電子署名情報、添付書類の送付方法の情報など、書面による申請等の場合では必要としない事項について、当該システムへの入力を求めることとなる。このため、これらの電子情報処理組織を使用して申請等を行うときに必要となる特有の事項を「その他市長が必要と認める事項」としている。

4 「市長の定めるところにより」

市のホームページ等からたどり着く「電子申請・届出システム」上で示す利用案内、利用規約、操作手引などを指している。

(第1号)

「市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能」

電子申請・届出システムのデータベースに申請者が申請等のデータを記録するために必要なアプリケーション等を備えた電子計算機であることをいう。

(第2項)

電子情報処理組織を使用して申請等をするにあたっては、電子署名等を行わなければならない旨規定するものである。また、電子申請・届出システムで使用することのできる電子証明書を定めるものである。

1 「市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る」

「市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る」としたのは、相互に認証された認証局によって有効性等が確認された電子証明書に限定するという趣旨である。

2 「ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない」

電子情報処理組織を使用して申請等をする場合、原則として、申請者の氏名又は名称を明らかにするために電子署名を行わなければならない。しかし、市長が例外的に電子署名以外の別の措置を用意している場合は、その措置によることができる

旨規定したものである。電子署名以外の措置として、具体的には、利用者ID・パスワードの入力、本人確認のための書類の提出等の方法があり、どの方法にするかは手続ごとに選択する（定める）ことができる。

（第1号）（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書）

本号のいう電子証明書とは、公的個人認証における電子証明書を指している。

（第2号）（電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書）

本号のいう電子証明書とは、民間認証事業者が作成する電子証明書を指している。

（第3号）（商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成した電子証明書）

本号のいう電子証明書とは、商業登記に基づく電子認証における電子証明書を指している。

（第4号）（前各号に掲げるもののほか、市長が定める電子証明書）

第1号から前号以外の電子証明書で、新たに電子申請・届出システムにおいて対応する必要が生じた場合、当該電子証明書については本号が該当することとなる。

（第3項）

1 「条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるもの」

条例第3条第4項では、オンラインにより申請等をする場合において、個別の条例等の規定により署名等をするものについては、「氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるもの」をもって当該署名等に代えさせることができるとされている。

このため、署名等に代わる措置を電子署名として定めるものである。

2 「前項ただし書に規定する措置」

前項ただし書では、電子情報処理組織を使用して申請等をする場合、原則として、申請者の氏名又は名称を明らかにするために電子署名を行わなければならないが、市長が例外的に電子署名以外の別の措置を用意している場合は、その措置によることができる旨規定している。電子署名以外の措置として、具体的には、利用者ID・パスワードの入力、本人確認のための書類の提出等の方法があり、どの方法にするかは手続ごとに選択する（定める）ことができる。

（第4項）

本項は、申請等を行う際に併せて提出することになる添付書類の取り扱いについて規定するものである。

添付書類を伴う申請等を電子情報処理組織を使用して行う場合、申請者は、添付書類に記載すべき事項を自己のパソコンから入力し、電子申請・届出システムを利用して送信するか、または当該添付書類そのものを郵送等により提出するか、どちらかの方法を選択することとなる。

「市長が定めるところ」

「市長の定めるところ」とは、電子申請・届出システム上に示す操作手引などをさす。

（第5項）

本項は、手続のオンライン化により、提出する必要性がなくなる添付書類について、添付根拠を規定する個別の条例等を改正することなく、当該添付書類のない状態での電子申請等を法的に認めるための規定である。

添付書類について申請等に併せて提出することを条例等で義務付けている場合には、行政事務の簡素・効率化を図るためその必要性について見直すことが必要である。

例えば、電子証明書を送信することを選択した（定めた）手続について、当該手続が書面等において申請等を行う場合、住民票の写しの提出を規定しているときに

は住民票の写しの提出を省略させることができるということである。

「市長が定めるところ」

「市長の定めるところ」とは、電子申請・届出システム上に示す手続きごとの情報などを指す。

（第6項）

本項は、正本と副本、原本と写しや添付書類等について、数通の書面の提出が必要とされている場合に、申請等をオンラインで行う場合は、基本的に1度の入力、送信で足りることとなるため、「申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす」旨の規定をおいている。この結果、副本等の提出が不要となるものである。

第5条（電子情報処理組織による処分通知等）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録するものとする。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、前項の規定により市長等が行う電子署名（当該電子署名に係る電子証明書が併せて第1項に規定するファイルに記録されるものに限る。）とする。

【解説】

（第1項）

市長等がオンラインにより処分通知等を行う場合、書面における場合に記載すべきこととされている事項を入力した電子文書を、電子申請・届出システムのデータベースに登録（記録）するよう規定するものである。

「市長の定めるところにより」

「市長の定めるところにより」とは、電子申請・届出システムでの所定の方法に従い、という意味である。

（第2項）

市長等がオンラインにより処分通知を行う場合、当該電子公文書に電子署名を行い、電子証明書と併せて電子申請・届出システムのデータベースに記録しなければならない旨規定するものである。

(第3項)

条例第4条第4項では、オンラインにより処分通知等をする場合において、個別の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、「氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるもの」をもって当該署名等に代えさせることができるとされている。このため、署名等に代わる措置を定めるための規定を設けるものである。署名等に代わる措置として、電子署名を定めるものである。

なお、第2項と第3項は同内容となるが、第2項は条例第4条第1項の規定に基づくものであり、第3項は条例第4条第4項の規定に基づくものである。それぞれ委任根拠が異なることから、同趣旨の条文であっても規定している。

第6条（電磁的記録による縦覧等）

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 市長等は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により当該縦覧等を行うものとする。

【解説】

本条は、書面等による縦覧等に代えて電磁的記録を用いて行う際の縦覧等の方法について規定している。具体的には、

インターネットを利用する方法

事務所に据え置くコンピュータの映像に表示する方法

コンピュータに記録している事項をプリントアウトした書類による方法

等を想定している。

第7条（電磁的記録による作成等）

（電磁的記録による作成等）

第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により当該作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定による電磁的記録の作成等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は同項に規定する磁気ディスクをもって調製することとする。

【解説】

本条は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて電磁的記録の作成等を行う際の方法について規定している。具体的には、

コンピュータのハードディスクに記録する方法

FD、CD-ROMなどの磁気ディスク等の外部記憶媒体に記録する方法等を想定している。

第8条（その他の手続等への準用）

（その他の手続等への準用）

第8条 市長等の所管する事務に係る手続等であって条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第4条から前条までの規定の例による。

【解説】

本条は、市長の所管する事務に係る手続であって、条例第3条から第6条までの規定の適用を受けない手続をオンライン化する場合に、条例及び本規則第4条から前条までの規定を準用させる旨規定するものである。

1 「条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等」

市長の所管する事務に係る手続（法令に根拠を有する手続で手続の詳細を条例等に委任している手続を含む。）であっても、条例等に書面を意味する用語がない場合には行政手続オンライン化条例の適用を受けないこととなる。このため、条例第3条から第6条までの規定の適用を受けない手続、及び要綱・要領に基づく手続をオンライン化する場合には、条例及び本規則に準じて行うものである。

2 「他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか」

第1条と同趣旨であるので参照のこと。

3 「条例及び第4条から前条までの規定の例による。」

条例等の適用を受けない手続をオンライン化するときは、条例及び本規則第4条から前条までの規定を準用させ、書面規定のある手続と同様に、電子申請・届出システムを利用できるようにする趣旨である。

第9条（補則）

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

「市長が別に定める」

別に定める法形式として、規則、要綱、要領などがある。

附則

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

【解説】

施行期日を平成20年4月1日からとして、条例の施行期日と合わせている。

行政手続オンライン化法の第9条第1項において、地方自治体は地方自治体に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続きについて、必要な措置を講ずることとされている。この規定は、努力義務規定であり地方公共団体が直ちに手続きのオンライン化を行う義務が生じるものではないが、オンライン化を行うためには、システム整備のほか、条例等制度的な措置を講じる必要があるため、条例の施行期日と合わせるものである。

なお、本規則は市長の所管する事務に係る手続等をオンライン化するための規則であるため、条例に規定されている「市の機関」であっても独立した権限を有する教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価委員会、監査委員、議会等の所管する事務に係る手続等をオンライン化するためには個別に規則を制定する必要がある。